

## 第22回尼崎市動物愛護管理推進協議会次第

日 時 平成29年9月21日(木) 14:00~15:30  
場 所 尼崎市保健所精神保健相談室

### I 委嘱式

委嘱状交付

### II 第22回会議

- 1 挨拶
- 2 委員紹介
- 3 会長の選出
- 4 協議会の趣旨等説明について
- 5 協議会の運営について
  - (1) 傍聴の取り扱いについて
  - (2) 資料の公開について
  - (3) 議事要旨の公開について
- 6 尼崎市における動物愛護管理業務の現状について
- 7 意見交換

#### (添付資料)

- 資料1 第22回尼崎市動物愛護管理推進協議会出席者名簿
- 資料2 尼崎市動物愛護管理推進協議会設置要綱
- 資料3 尼崎市動物愛護管理推進協議会の趣旨等について
- 資料4 「尼崎市における動物愛護管理行政のあり方について(提言)」の概要
- 資料5 尼崎市動物愛護管理推進協議会の傍聴の取り扱いについて(案)
- 資料6 尼崎市動物愛護管理推進協議会の資料及び議事要旨の公開について(案)
- 資料7 尼崎市における動物愛護管理業務の現状について

## 尼崎市動物愛護管理推進協議会設置要綱

### (目的)

第1条 「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」第39条の規定に基づき、市民と行政が一体となった動物愛護管理行政の推進を図り、人と動物が共に幸せに暮らせる社会づくりを行うため、尼崎市動物愛護管理推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「尼崎市における動物愛護管理行政のあり方検討会議」から提言を受けた項目を具現化するための具体的な取り組みの検討及び推進に関すること。
- (2) 動物愛護推進員の活動の支援等に関すること。

### (組織)

第3条 協議会の委員は10名以内の委員で構成する。

- 2 委員は、市民、社会福祉協議会代表者、市内関係団体代表者、学識経験者及び行政関係者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前2項に規定する委員のほか、必要に応じて臨時委員を置くことができる。

### (会長)

第4条 協議会には、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集する。

2 会長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

(作業部会)

第6条 協議会には作業部会を置くことができる。

(庶 務)

第7条 協議会の庶務は、生活衛生課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

以 上

付 則

- 1 この要綱は、平成23年6月30日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、当初の委員の任期は、平成24年度末までとする。
- 3 第5条の規定にかかわらず、最初に召集される協議会は、市長が召集する。

## 尼崎市動物愛護管理推進協議会の趣旨等について

### 1. これまでの経緯

(平成 21 年度)

犬の繁殖販売業者から数年にわたり多頭数の犬を引取り処分していたことが新聞等で報じられた。

(平成 22 年度)

本市における動物愛護管理行政のあるべき姿を今日的な視点から見直すために立ち上げた、「尼崎市における動物愛護管理行政のあり方検討会議 (H22. 8～H23. 3)」から、本市が今後重点的に取り組むべき課題とそれを解決するための施策の方向性について「5項目」からなる提言を受けた。

(平成 23 年度～28 年度)

上記提言を具現化するための具体的な取り組みを検討するため、「尼崎市動物愛護管理推進協議会 (第 1 期、第 2 期、第 3 期)」を立ち上げ、議論を行なった。また、多くの費用を必要としないなど実施可能なものについては、新たな取り組みとして順次行なった。

### 2. 提言の概要

資料 4 参照

### 3. これまでの取組内容

項目 1 : 動物愛護管理の普及啓発について	<ul style="list-style-type: none"><li>・「人と犬の共生ガイドブック」、「人と猫の共生ガイドブック」の作成、配布。</li><li>・「ペットの災害準備をしましょう」の作成、配布。</li></ul>
項目 2 : 殺処分数ゼロを目指して	<ul style="list-style-type: none"><li>・ホームページに収容した犬猫 (3 ヶ月以上) の写真付き情報を掲載。</li><li>・協力動物病院での「迷い犬猫情報チラシ」の掲示。</li><li>・犬猫の引取りを繰り返し求める者への状況確認と必要な指導の実施。</li><li>・収容動物の譲渡対象範囲を市内から近隣市 (伊丹市・宝塚市・西宮市) に拡大。</li><li>・登録者への子猫 (離乳後) の譲渡の促進。</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収容した犬猫のワクチン接種、糞便検査、フィラリア検査、エイズ検査等を開始。</li> <li>・収容動物のトリミング事業開始。</li> <li>・譲渡前の体験飼養を制度化。</li> <li>・動物愛護基金への寄付を募り、野良猫不妊手術助成費用を拡充。</li> <li>・団体譲渡の開始。</li> <li>・新しい飼い主を探すための取り組みへの協力。（カラーポスターの作成等）</li> </ul>
項目3：動物取扱業への規制等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年に一度の監視指導の実施。</li> </ul>
項目4：ねこの問題について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物愛護基金への寄付を募り、野良猫不妊手術助成費用を拡充。</li> <li>・助成の対象を雄にも適用（上限5千円）。</li> <li>・助成時期、時期内上限額の変更。</li> </ul>
項目5：協働の取り組みについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物愛護管理推進協議会の設置。</li> <li>・動物愛護基金の創設（寄付金制度から）（ふるさと納税）</li> <li>・動物愛護推進員の委嘱。</li> </ul>

# 「尼崎市における動物愛護管理行政のあり方について（提言）」の概要

「人と動物が共に幸せに暮らせる社会」の実現を目指す

## 施策の方向性について

### 《殺処分ゼロについて》

- ・殺処分数等の具体的な数値目標の設定
- ・写真を含めた収容動物情報の積極的な発信
- ・繰り返し引取りを求めめる者に対する状況確認と必要な指導等の実施
- ・終生飼養の徹底と譲渡頭数を増やすための取り組みの推進

### 《協働の取り組みについて》

- ・地域との連携と地域コミュニティーの活性化
- ・動物愛護推進員の委嘱と活動ボランティアとの連携
- ・協議会の設置と個々に活動を行う個人・団体が一体となった取り組みの展開

## 現状と課題について

### ○殺処分状況について

- ・殺処分数はこの10年間に大きく減少。しかしながら、ねこについてはいまだ年間600頭弱が殺処分されている。

犬の殺処分数：302頭(H12実績)→35頭(H22実績)

ねこの殺処分数：915頭(H12実績)→561頭(H22実績)

- ・殺処分されるねこの約90%が、所有者の判明しない子ねこである。
- ・譲渡される犬・ねこの割合も増加傾向にあるが、市民への周知については十分とは言えない状況にある。

### ○協働の取り組みについて

- ・個々の活動においては協働の取り組みが行われているが、それぞれが有機的に

### 《ねこの問題について》

- ・地域全体での解決に向けた取り組みへの支援
- ・野良ねこの引取り頭数の多い地域への働きかけ
- ・飼い猫の適正飼養の徹底

### 《動物取扱業への規制等について》

- ・監視指導計画にもとづく計画的な監視指導の実施
- ・販売時における購入者への事前説明の徹底を指導
- ・動物取扱責任者の資質を向上させるための取り組みの推進

### ○飼育状況について

- ・犬の登録頭数は約2万4千頭、他未登録犬、ねこ等多数の動物が飼育されている。
- ・ふん尿の放置や放し飼いなどの苦情相談が年間約200件
- ・飼い犬・飼いねこの行方不明・保護に関する相談が年間約650件
- ・適正飼養に係る普及啓発もパンフレットの配布など広報媒体を介したものが主体となっている。

### ○ねこの問題について

- ・ねこの問題は最重要課題である。特に、野良ねこの問題は住民間の対立へと発展することもある。
- ・野良ねこ対策活動は進んできているが、その取り組みが十分に浸透しているとは言えない状況にある。

## 尼崎市動物愛護管理推進協議会の傍聴の取り扱いについて(案)

### 1 傍聴の取扱い

尼崎市動物愛護管理推進協議会（以下「協議会」という。）の会議は傍聴することができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、協議会の決議により、全部又は一部の傍聴を認めない。

- (1) 個人情報に関する事項
- (2) 公にしないことを条件に提供された情報に関する事項
- (3) その他傍聴させることが公平又は円滑な審議に支障となる場合

### 2 会議開催の周知

協議会の会議開催日時等を周知するため、会議開催日の概ね一週間前から、日時、場所、議題及び傍聴者数等を記載した検討会議開催通知を市役所のホームページに掲載する。

### 3 傍聴の定員

傍聴の定員は原則として10人とする。ただし、協議会の会議の開催場所の規模等を考慮し、これによりがたい場合は、別に会長が定める。

### 4 傍聴の手続き等

- (1) 協議会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所その他会長が必要と認める事項を記載した傍聴券交付申請書を会長に提出し、傍聴券の交付を受けなければならない。
- (2) 傍聴券交付申請書は会議開会の30分前から配布する。
- (3) 会議開会15分前の時点で、傍聴申請者の数が定員を超える場合は、抽選により、傍聴券の交付を受ける者を定める。なお、会議開会15分前の時点で、傍聴申請者の数が傍聴席に満たない場合は、開会前まで、先着順に受け付ける。
- (4) 傍聴券の交付を受けた者は、係員に当該傍聴券を提示し、その指示に従わなければならない。なお、傍聴券は会議終了後に回収する。
- (5) 会議開会以降は傍聴席に入ることはできない。
- (6) 前5項の規定にかかわらず、報道関係者で会長が特に認めるものは、協議会の会議を傍聴することができる。

### 5 写真、録画及び録音の禁止

会議中の写真、録画及び録音を禁止する。ただし、あらかじめ会長の許可を得た者は、この限りでない。

### 6 傍聴することができない者

- (1) 次のいずれかに該当する者は、協議会の会議を傍聴することができない。
  - ア 凶器その他、人に危害を加えるおそれのあるものを携帯している者

- イ 酒気を帯びていると認められる者
- ウ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- エ はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- オ 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- カ ラジオ、拡声器、無線機、写真機、撮影機、録音機、録画機器の類を携帯している者（ただし、会長の許可を得た者を除く。）
- キ 上記に掲げる者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると会長が認めた者。

(2) 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長が傍聴を認めた場合は、この限りでない。

#### 7 傍聴人の守るべき事項

(1) 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- ア みだりに傍聴席を離れないこと。
- イ 議事に批判を加え、又は賛否を表明しないこと。
- ウ 私語、談話、拍手等をしないこと。
- エ 飲食をしないこと。
- オ 携帯電話は使用しないこと。
- カ その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(2) 会長は、傍聴人が前項各号のいずれかに違反したときは、その者に対して退場を命じることができる。

#### 8 傍聴人への資料の配布等

- (1) 傍聴人には、会議で配布される資料を配布し、会議が終了したときに回収する。
- (2) 傍聴人はメモを取ることができる。

#### 9 傍聴人の退場

傍聴人は、協議会の会議において公開しないこととされた事件が審議されるときは、直ちに退場しなければならない。

以 上

## 尼崎市動物愛護管理推進協議会の資料及び議事要旨の公開について(案)

### 1 資料の公開について

尼崎市動物愛護管理推進協議会（以下「協議会」という。）の会議において配布される資料については、協議会の決議により公開しないと決定されたものを除き、尼崎市のホームページに掲載する。

### 2 議事要旨の公開について

協議会の会議での協議内容については、会議の要点のみを記した議事要旨を作成し、次回会議において内容を確認のうえ、尼崎市のホームページに掲載する。

以 上

# 尼崎市における動物愛護管理

## 業務の現状について

# I 概要

## 1 沿革

- 昭和42年 尼崎市犬管理事務所を尼崎市中央保健所に置く。
- 昭和62年 尼崎市犬管理事務所を尼崎市動物管理事務所と改称
- 平成10年 尼崎市動物管理事務所を尼崎市動物愛護センターと改称し、場所も尼崎市中央保健所構内から西昆陽4丁目1番1号へ移設

## 2 職員配置

正規職員（技術職：所長）	1名
正規職員（技術職：獣医師）	2名
嘱託職員（収容動物の給餌等）※	2名

※嘱託職員の勤務は概ね2日に一度、1回4時間

## 3 事業所の規模

【1階】

健康管理室	犬舎						隔離室
	犬舎	犬舎	犬舎	犬舎	犬舎	犬舎	
便所	配電盤室	猫収容室		飼料調整室	負傷犬室		

## 【2階】

事務室	相談室
	OA室
ロッカー	休憩室
ロッカー	

### 4 所掌する主な法令

#### 【狂犬病予防法関係】

- ・狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）
- ・狂犬病予防法施行令（昭和 28 年政令第 236 号）
- ・狂犬病予防法施行規則（昭和 25 年省令第 52 号）
- ・狂犬病予防法施行細則（平成 12 年尼崎市規則第 38 号）

#### 【動物の愛護及び管理に関する法律関係】

- ・動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）
- ・動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 107 号）
- ・動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成 18 年省令第 1 号）
- ・動物の愛護及び管理に関する条例（平成 5 年兵庫県条例第 8 号）
- ・動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成 5 年兵庫県規則第 37 号）
- ・動物の愛護及び管理に関する規則（平成 21 年尼崎市規則第 31 号）

## II 事業概要

### 1 狂犬病予防関係業務

#### (1) 犬の登録及び鑑札・狂犬病予防注射済票の交付等

犬の登録と狂犬病予防注射済票の交付等に関する業務を行うとともに、犬の登録原簿の管理を行っています。

また、犬の登録にともなう鑑札の交付と狂犬病予防注射の実施にともなう狂犬病予防注射済票の交付事務については、市民の利便性を図るため、尼崎市開業獣医師会にも委託しており、市委託獣医院でも交付を受けることができます。

年 度	H24	H25	H26	H27	H28
新規登録件数	1 3 0 5	1 2 1 1	1 1 8 5	1 3 1 2	1 2 1 7
注射済票交付件数 (市委託獣医院分)	1 3 2 2 6 (1 0 8 2 4)	1 3 0 7 4 (1 0 7 2 8)	1 2 8 5 1 (1 0 5 1 2)	1 2 8 4 0 (1 1 8 6 5)	1 2 4 3 1 (1 1 4 2 1)
転入転出件数	4 1 7	4 0 0	4 3 1	4 4 1	4 9 0

#### (2) 犬の登録及び狂犬病予防注射に関する啓発及び指導

市報あまがさき、地域での文書回覧、及びホームページなどの媒体を通じて犬の登録及び狂犬病予防注射に関する啓発を行なっています。

また、3月末に狂犬病予防注射の実施に係る案内通知を犬の飼い主に送付するとともに、9月頃、(一社)尼崎市開業獣医師会の協力により未注射の犬の飼い主に対して再通知による指導を行なっています。

### 2 動物愛護管理関係業務

#### (1) 放浪犬の捕獲、収容

市民等からの通報により、係留されていない犬の捕獲、収容を行っています。

(犬の捕獲頭数)

	H24	H25	H26	H27	H28
成 犬	2 2	2 4	1 2	1 1	1 1

※捕獲頭数には遺失物法にもとづく警察署からの処分依頼数を含む。

## (2) 犬・ねこの引取り

やむを得ない理由により飼えなくなった犬・ねこの引取りを行っています。  
また、飼い主の判明しない犬・ねこについても拾得者からの依頼により引取りを行っています。

(犬の引取り頭数)

		H24	H25	H26	H27	H28
成 犬	所有者	8	29	3	4	3
	拾得者※	28	12	17	17	13
	計	36	41	20	21	16
子 犬	所有者	0	0	0	0	0
	拾得者※	6	1	11	0	3
	計	6	1	11	0	3
合 計		42	42	31	21	19

※拾得者からの引取り数には警察署からの引渡書による引取り数を含む。

(ねこの引取り頭数)

		H24	H25	H26	H27	H28
成 ね こ	所有者	9	3	4	1	6
	拾得者※	21	13	27	14	11
	計	30	16	31	15	17
子 ね こ	所有者	3	6	19	0	8
	拾得者※	283	262	233	283	213
	計	286	268	252	283	221
合 計		316	284	283	298	238

※拾得者からの引取り数には警察署からの引渡書による引取り数と遺失物法にもとづく  
処分依頼数含む。

## (3) 負傷動物の収容と応急処置

道路、公園、その他公共の場所において、交通事故などの理由により負傷した、  
若しくは疾病にかかった犬・ねこ等のペット動物の収容を行い、応急処置等を行  
っています。

また、負傷動物の治療等については、(一社) 尼崎市開業獣医師会にも委託し  
ており、市委託獣医院でも応急処置等を受けることができます。

(負傷犬の収容頭数)

	H24	H25	H26	H27	H28
成犬	1	4	0	1	0
子犬	0	0	0	0	0

(負傷ねこの収容頭数)

	H24	H25	H26	H27	H28
成ねこ	29	25	22	22	14
子ねこ	14	15	5	15	7

(4) 収容動物の返還、殺処分

収容した犬・ねこ等の飼い主が判明した場合は返還を行いますが、一定期間経過後も飼い主が判明せず、また譲渡希望の申し出もない場合は殺処分することになります。

(収容犬・ねこの返還頭数)

	H24	H25	H26	H27	H28	
犬	14	12	13	7	5	
ねこ	6	7	18	6	2	

(収容犬・ねこの殺処分頭数)

	H21	H24	H25	H26	H27	H28
犬	97	7	1	9	1	1
ねこ	575	299	207	247	275	178

(犬：H25,27,28 は収容中病死、H26 は生後数日の子犬)

(5) 収容動物の譲渡

収容した犬・ねこを一定の要件のもと尼崎市民に譲渡しています。譲渡は事前登録制となっています。

また、尼崎小動物愛護推進協会の協力により、譲渡した犬・ねこの不妊・去勢手術費用の一部助成等を行っています。

	H24	H25	H26	H27	H28
犬	42	58	26	24	25
ねこ	53	112	46	59	76

## (6) 動物に関する相談等

動物愛護センターには、犬のふんの放置や放し飼い、鳴き声など犬・ねこ等の飼い方に関する苦情や相談が数多く寄せられます。相談内容に応じて現地確認を行うなど必要な指導、助言を行っています。

また、行方不明となった飼い犬や飼いねこの保護等に関する問い合わせにも応じています。

(動物に関する苦情相談件数)

	内 容	H24	H25	H26	H27	H28
犬	飼い方等に苦情・相談	93	82	63	52	34
	不明・保護の問い合わせ	324	273	235	174	157
ねこ	飼い方等の苦情・相談	101	101	74	27	26
	不明・保護の問い合わせ	229	205	145	266	251
その他	飼い方等の苦情・相談	5	8	0	3	0
	不明・保護の問い合わせ	30	41	39	26	31
合計	飼い方等の苦情・相談	199	191	137	82	60
	不明・保護の問い合わせ	583	519	419	466	439

## (7) 適正飼養に係る普及啓発

市報あまがさき、地域での文書回覧及びホームページなどの媒体を通じて適正飼養に関する普及啓発を行っています。

特に、犬のふんの放置問題に対しては、地域住民に注意を喚起するため尼崎小動物愛護推進協会が作成した啓発プレートとステッカーの配布を行っています。

## (8) 野良猫対策活動

野良猫によりもたらされる地域の生活環境の悪化に対し、地域が主体となって不妊手術やその後の世話やしつけを行うことで、野良猫による被害を減らすとともに、地域コミュニケーションの活性化を図っています。

尼崎市はこの活動を促進するため、活動ボランティアと地域住民との連絡調整を行うとともに、野良猫の不妊手術に係る費用の一部助成を行っています。

(新規活動承認件数)

H24	H25	H26	H27	H28	H21~H28
10	23	21	17	32	198

### (9) 学校飼育動物適正指導等委託事業

学校飼育動物との関わりを通じ、子どもたちに命の大切さや、思いやりの心を育み、豊かな人間形成の基礎を培うため、尼崎市開業獣医師会と協力して、「学校飼育動物訪問指導」、「講習」、「学校飼育動物の診療」等を行っています。

【補足説明：平成21年度より尼崎市開業獣医師会と尼崎市が当該事業について委託契約を締結しています】

(小学校、幼稚園における活動実績)

	H24	H25	H26	H27	H28
講習等	1回	1回	1回	1回	1回
学校飼育動物 訪問指導等	15回	16回	10回	13回	9回
学校飼育動物 の診療等	5回	5回	6回	4回	5回

### (10) 動物取扱業の登録等

ペットショップなどの動物取扱業の登録等を行っています。

また、全ての既存施設を対象に年に一度、立入調査を実施しています。

(動物取扱業登録数及び登録施設数)

(平成29年3月末時点)

販売業	保管業	貸出し業	訓練業	展示業	計	施設数
44	87	1	14	6	152	131

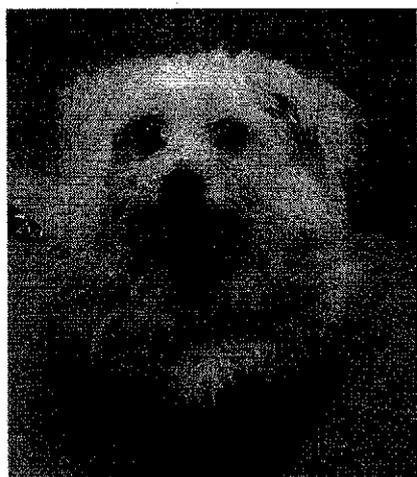
### (11) 特定動物の飼養許可等

特定動物（人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として「動物の愛護及び管理に関する法律施行令」で定める動物）の飼養許可等を行っています。

### Ⅲ 新たな取り組みについて（平成22年度以降）

#### 1 収容動物情報の発信（H24～）

動物愛護センターに収容された「すべての犬」と「成ねこ」の個体情報を写真を付けてホームページに掲載しています。



収容日	平成〇〇年〇月〇日
収容場所	塚口町〇丁目
収容経緯	拾得
種類	犬（マルチーズ）
毛色	白
体格	小
性別	オス
首輪	無
推定年齢	5歳
備考	無

さらに、市内の協力動物病院において、動物愛護センターに収容された迷い犬の情報チラシを掲示していただいています。

#### 2 繰り返し引取りを求める者への対応（H23～）

ねこの引取りを繰り返し求めた方のリストを作成し、その方からねこの引取りの依頼があった場合、TNR活動などこれ以上野良ねこを増やさないために取り組みの必要性を説明しています。

#### 3 譲渡対象範囲の見直し（H24～）

収容動物の譲渡対象者の範囲を広げ、尼崎市民だけでなく、伊丹市民・宝塚市民・西宮市民にも譲渡を行なえるようにしています。

#### 4 収容動物の健康管理（H24～）

収容動物の健康管理のため、混合ワクチンの接種、糞便検査、犬のフィラリア検査、ねこのエイズ等検査を行なっています。

#### 5 新しい飼い主を探すための取り組みへの協力（H24～）

ボランティアが譲渡先を探すためのカラーポスター等の作成について協力しています。

## 6 譲渡前体験飼養 (H24～)

譲渡動物との相性を確認するため、譲渡前に体験飼養が行うことができるようにしています。

## 7 収容動物のトリミング事業開始 (H25～)

全身の被毛が汚れ伸びているなどしている収容犬のトリミングを、市内動物取扱業(保管)のうち、トリミング協力事業者として登録された事業所において行います。その費用は動物愛護基金から支出されます。

## 8 団体譲渡の実施 (H27～)

新たな飼い主を探す活動(再譲渡)を行っている団体等に対し、センターに収容された動物の譲渡を行います。団体等は、適正施設において飼養しながら、本市の譲渡条件に合致(地域要件を除く)した譲渡先を探す活動を行います。

## 9 動物取扱施設への定期監視

市内の既存施設に対して年に一度、立入調査を実施しています。

## 10 協議会の設置 (H22～)

「動物の愛護及び管理に関する法律」第39条の規定に基づき、市民と行政が一体となった動物愛護管理行政の推進を図り、人と動物が共に幸せに暮らせる社会づくりを行うため、「尼崎市動物愛護管理推進協議会」を設置しています。

## 11 動物愛護基金の創設 (H24～)

本市における動物愛護管理行政の更なるなる推進に協力したいという市民等の想いを最大限に生かすことができるよう、平成24年4月から動物の愛護及び管理を目的とした寄付金の受付を開始したところ、6月議会において「動物愛護基金条例」が成立したことから、動物愛護基金において寄付金の管理を行うとともに、当該基金を活用した新たな取り組みを行なっています。

	寄付金の受入金額	寄付金の使途(金額)
H24年度	6,449,000円	・野良猫費用助成の積み増し(70件分)
H25年度	1,834,500円	・野良猫費用助成の積み増し(100件分) ・動物愛護基金PRチラシの作成 ・動物愛護基金PRポケットティッシュの購入 ・犬猫の適正飼養啓発パンフレットの作成 ・収容犬のトリミング
H26年度	13,210,500円	・野良猫費用助成の積み増し(100件分)